資料１－１

求職者支援制度について
（求職者支援訓練関係）

平成25年11月14日
職業能力開発分科会（第73回）資料

1　訓練への誘導や受講者の能力、経験等を踏まえた求職者支援訓練の確保・充実のあり方について（※雇用保険部会でも議論）

■ハローワークにおける周知や受講者誘導の取組等

＜周知の取組状況＞

ハローワーク内において、制度を紹介するポスター等を掲示するとともに、訓練実施機関のコースごとに訓練の内容などを記載したリーフレットを配布。

さらに、労働局・ハローワークごとに、地域の実情等を踏まえて、周知のための取組を工夫しながら実施。

【取組例】

○福祉事務所など関係機関への周知依頼、関係機関職員に対する説明会の開催
○QRコードを記載した名刺サイズのカードの配布
○タウン情報誌等への制度紹介記事の掲載
○JRの駅構内などに制度を紹介したパンフレットを配架
○訓練実施機関によるPRシート（訓練風景の写真、コースの特徴などを記載）の作成、ハローワーク内で掲示
○訓練実施機関による受講者向け訓練説明会の開催
　・同一の分野で複数の訓練実施機関が実施する場合など、どちらが希望に沿った内容となっているかを確認
　・訓練内容がわからない場合に訓練コースの具体的内容や修了後の就職イメージなど直接相談が可能

など

【参考】

「求職者支援制度をどのように知ったか」（平成24年度JILPT調査：複数回答）

ハローワークのパンフレット等の広報	40．6%	家族や友人・知人に勧められた	25．9%
ハローワーク職員に紹介された	31．4%		

■訓練実施機関による受講者の募集　現行のルール

訓練実施機関は、一定の事項を定めたコース案内を作成するとともに、コース案内その他の広告の記載等について所定の事項（※）を遵守すべきこととし、労働局及び機構でチェック、指導。

（※）「無料受講」「給付支給」「資格取得」の強調、「誰でも受講（給付）可能」の記載等は不適切な広告として不可等。

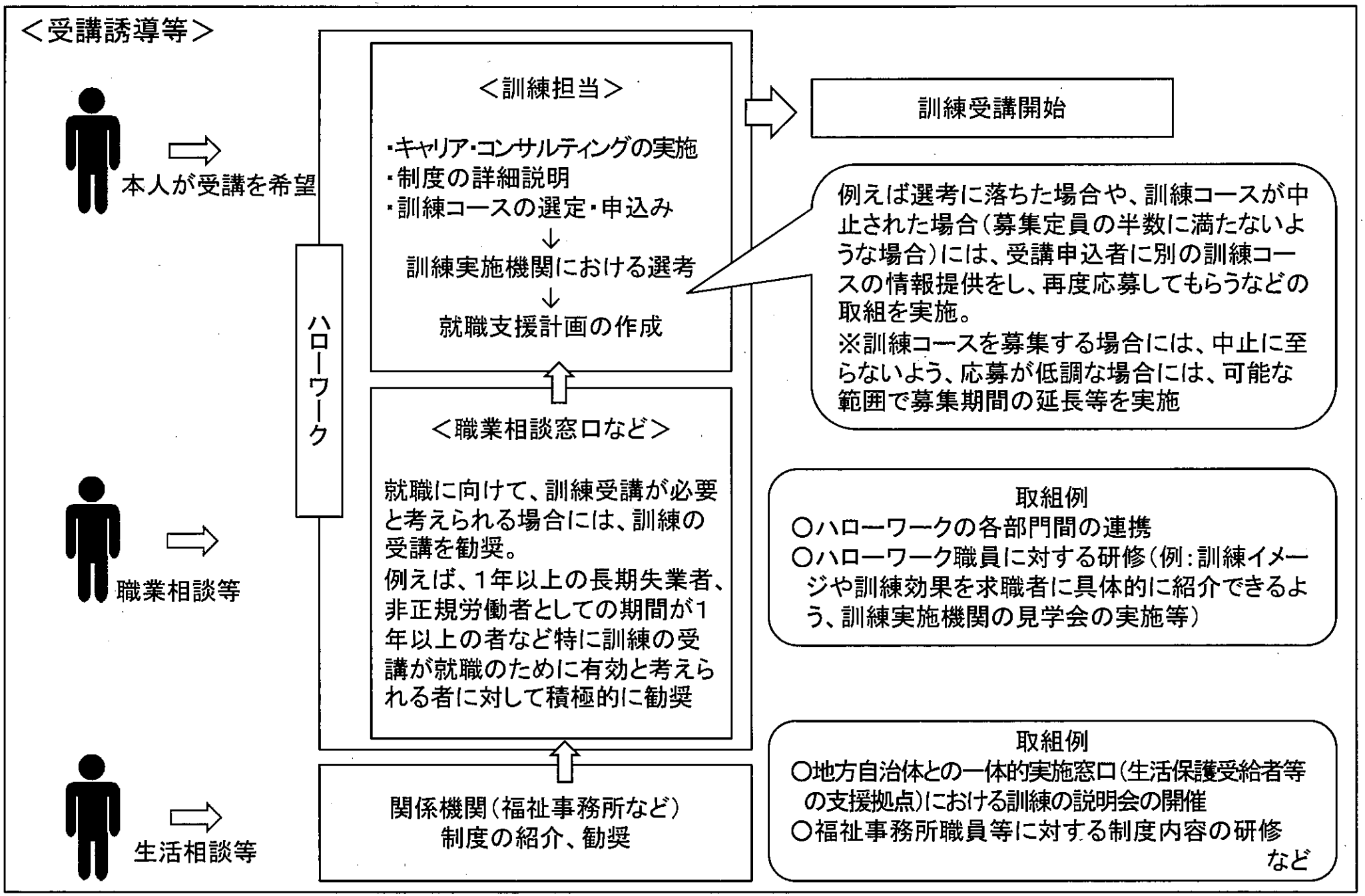
＜受講誘導等＞
本人が受講を希望
職業相談等
生活相談等
ハローワーク
＜訓練担当＞
・キャリア・コンサルティングの実施
・制度の詳細説明
・訓練コースの選定・申込み
↓
訓練実施機関における選考
↓
就職支援計画の作成
＜職業相談窓口など＞
就職に向けて、訓練受講が必要と考えられる場合には、訓練の受講を勧奨。
例えば、1年以上の長期失業者、非正規労働者としての期間が1年以上の者など特に訓練の受講が就職のために有効と考えられる者に対して積極的に勧奨
関係機関（福祉事務所など）
制度の紹介、勧奨
訓練受講開始
例えば選考に落ちた場合や、訓練コースが中止された場合（募集定員の半数に満たないような場合）には、受講申込者に別の訓練コースの情報提供をし、再度応募してもらうなどの取組を実施。
※訓練コースを募集する場合には、中止に至らないよう、応募が低調な場合には、可能な範囲で募集期間の延長等を実施
取組例
○ハローワークの各部門間の連携
○ハローワーク職員に対する研修（例：訓練イメージや訓練効果を求職者に具体的に紹介できるよう、訓練実施機関の見学会の実施等）
取組例
○地方自治体との一体的実施窓口（生活保護受給者等の支援拠点）における訓練の説明会の開催
○福祉事務所職員等に対する制度内容の研修
など

■関係機関からの意見

○　就職意欲が高く、そのための訓練受講を希望していても、出席要件などから訓練受講を断念してしまう場合もある（週1回の通院が必要など）。
○　就労経験が少ない者などが就職しやすい分野において、就職に直結する訓練コースを充実してほしい。
○　就労経験が少ない者など、いきなり3か月のコースであったり、丸一日座学の訓練を受けたりすることを乗り越える自信がない者もあり、希望はあっても訓練受講に踏み切れない場合もある。一度給付金を受給すれば訓練が合わないと断念した際に次のチャレンジが事実上困難になる。段階を踏みながら支援するような仕組みはとれないものか。
○　長期間働いていない場合に、体力が落ちていることもあり、いきなりフルタイムということをすると仕事等についていけなくなり、またもとに戻ってしまう場合もある。
○　成功体験が少ない者も多い。自信を取り戻させながら、自立するまで見守っていくことも必要。

■現行制度の概要（訓練の概要）

○訓練期間　：　3か月～6か月
○コース

基礎コース	基礎的能力を習得
実践コース（介護、ITなど）	基礎的能力から実践的能力までを習得

※1年以内に両コースを連続受講することは不可

○給付金の不支給要件　：　給付金を受給して受講した場合、6年間給付金を受給できない。
○コース設定　：　毎年度定める訓練実施計画により、基礎コース・実践コースや訓練分野等ごとの定員枠を定め、訓練を設定。

＜検討の方向性＞

○　制度の周知にあたっては、福祉事務所等関係機関とのさらなる連携などを含め、真に支援が必要な者を制度の利用につなげていくことができるよう、取組みを充実するべきではないか。
　また、ハローワークにおける訓練への誘導についても、適切な訓練へのあっせんをより一層効果的に行うべきではないか。

○　訓練実施機関による受講者募集におけるルールについて、自主的に効果的な受講者募集を行うことがより容易になるよう、制度の趣旨を損なわない範囲で見直すことが必要ではないか。

○　現行の訓練期間の幅や訓練の分野、受講方法などについて、受講者の能力や経験等を踏まえた多様なコースが設定できるよう見直しが必要ではないか。

2　求職者支援訓練の質・量の確保について
（1）　コースの認定（選定）方法等について

■現行制度の概要　（コースの認定（選定）方法）

○　訓練実施計画による認定枠より多い申請がなされた場合、認定基準への適合を確認した上で、過去1年間に求職者支援訓練の実績がある訓練実施機関については（実績枠）、過去の求職者支援訓練における就職率を主なベースとした（注）選定点数が高い順に認定（選定）。

（注）就職率ポイントに企業実習の実施、過去の訓練での苦情等による点数を加えて点数化

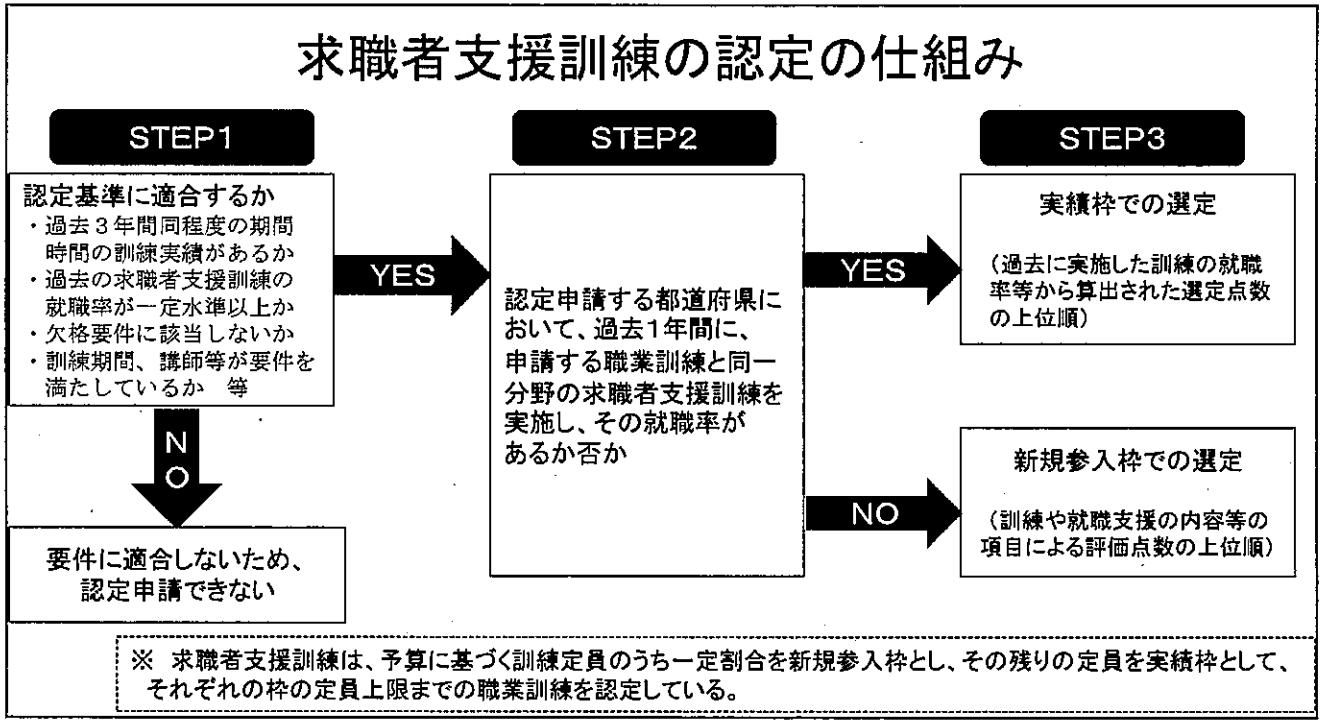

○　これについては、今後の認定を受けるために訓練実施機関における就職「率」ばかり追求する傾向を生んでいるとの指摘や、就職率だけでなく、訓練内容を見て欲しいとの訓練実施機関からの声がある。

■現行制度の概要　（就職率に関する不認定基準）

○　実施した求職者支援訓練での就職率が一定水準（不認定基準）を下回ると以後全国で不認定。

（不認定基準）　・3年間に2度〔基礎コース45%、実践コース50%〕を下回る
・〔基礎コース30%、実践コース35%〕を下回る

＜検討の方向性＞

○　過去の就職率に加え、以下のような多面的な要素を加味して選定するよう見直すべきではないか。
①　申請された訓練の内容や質
②　組織として質の向上に取り組んでいる等の運営体制
③　過去の求職者支援訓練等の実績（就職率のほかにも、受講者評価等）
この場合、「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」の内容や関連の研修の活用が有効ではないか。

○　就職率については、後掲3の安定就職に向けた検討により、コースの認定（選定）においても、「就職」を雇用保険の適用要件を参考として捉えることとし、併せて、就職率に関する不認定基準も見直すこととしてはどうか。

2　求職者支援訓練の質・量の確保について
(2)地域ニーズ等に応じた訓練の設定

■現行制度の概要　(地域ニーズ等に応じた訓練の設定)

○　毎年、労使、教育訓練機関等が参画した中央・地域訓練協議会での議論を行った上で、訓練の規模、重点分野、基礎コース・実践コース割合等を定めた全国・地域職業訓練実施計画を策定。

(参考)平成25年度全国職業訓練実施計画の内容
・訓練規模　139,200人程度に訓練機会提供、199,000人分を認定上限
・基礎コース3割、実践コース7割
・実践コース全体のうち、介護系25%程度、
医療事務系10%程度、
情報系10%程度、
その他の成長分野(農業、環境、観光など)等55%程度。

○　地域職業訓練実施計画は、全国職業訓練実施計画を踏まえ、各都道府県ごとに各地域の実情や公共職業訓練の状況等も勘案して策定。訓練分野については全国計画に即した重点分野を定めている。それ以外の定員分の扱いについては任意。(特に定めないところと、地域独自の分野枠を設けているところとがある)

○　若者雇用の促進のため、学卒未就職者向けの訓練の認定枠を設定(一部の都道府県労働局)

<検討の方向性>

○　引き続き公共職業訓練も含めた地域の公的職業訓練全体の適切な設定を促進するとともに、訓練実施計画により、全国並びの分野枠のほかに、各地域の状況や工夫に応じて主体的に独自の訓練分野や特定の対象者を念頭においた訓練等を設定できる地域ニーズ枠を設定することとしてはどうか。

2　求職者支援訓練の質・量の確保について
(3)認定職業訓練実施奨励金(訓練実施機関に支給)について

■現行制度の概要　(認定職業訓練実施奨励金)

○　訓練実施機関に対する奨励金として以下の額を支給

・　基礎コース　基本奨励金　6万円／人月(注)のみ

・　実践コース　基本奨励金　5万円／人月(注)
　　＋付加奨励金　雇用保険被保険者となった修了者の割合に応じて上乗せ
　　55%以上　　2万円／人月(→計7万円／人月)
　　40%以上55%未満　1万円／人月(→計6万円／人月)

(注)算定期間(3か月又は全訓練期間)の出席率80%以上の者の人数分のみ。

○　付加奨励金の支給状況(平成24年10月末までの修了コースへの支給分の推計)

2万円:25.1%
1万円:22.6%
0万円:52.3%(不支給＋未申請)

○　訓練実施機関からは、受講者の出席状況(日数単位)や退校、就職実績により支給額が大きく影響される(減少する)ことへの不満、支給額では採算がとれないとの声が寄せられている。

■現行制度の概要　（認定職業訓練実施奨励金）

	認定職業訓練実施奨励金	職業訓練受講給付金	訓練の修了要件
出席要件	$\frac{\text{受講日数}}{\text{訓練実施日数}} \geqq 80\%$	・訓練の全ての実施日に出席していること ・やむを得ない理由による 欠席がある場合 $\frac{\text{受講日数}}{\text{訓練実施日数}} \geqq 80\%$	$\frac{\text{受講日数}}{\text{訓練実施日数}} \geqq 80\%$
算定期間	3か月又は全訓練期間	1か月	全訓練期間

＜検討の方向性＞

○　出席状況等の支給金額への影響が過度にならないよう、職業訓練受講給付金の出席要件の検討と同様、遅刻、欠課、早退をしても同日の残りの時間を出席すればカウントすることや、より短い算定期間ごとに支給を判断するといった見直しをすべきではないか。

○　実践コースについては、就職へのインセンティブは引き続き重視しつつ、訓練実施機関の安定した運営を確保するため、基本奨励金と付加奨励金の配分の見直しなど金額について検討すべきではないか。
　付加奨励金の対象となる就職については、後掲3の安定就職に向けた検討による「就職」の新たな捉え方（雇用保険の適用要件を参考）を踏まえるべきではないか。

2　求職者支援訓練の質・量の確保について
(4)訓練の質・適正な運営の確保その他(1／3)

■現行制度の概要　(訓練の質の確保・向上について)

○　認定基準として、「教科は就職に必要な技能等を十分に有しない者の能力開発向上のために効果的なもの」「講師は専門知識、能力及び経験、指導等の業務経験」「キャリア・コンサルティング、就職の支援の実施」等を求めている。

また、認定枠を超える認定申請があった場合には、過去の訓練での就職率等の高い順に選定。

＜検討の方向性＞

○　認定基準は維持した上で、訓練の選定において、過去の訓練での就職率に加え、申請された訓練の内容や質、運営体制(質の向上に向けた取組など)等の要素も評価することとしてはどうか。(再掲)

○　「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」も踏まえつつ、職業訓練サービスの質の向上に向けた研修を訓練実施機関が受講することを促進してはどうか。

2　求職者支援訓練の質・量の確保について
(4)訓練の質・適正な運営の確保その他(2／3)

■現行制度の概要　(訓練の適正な運営の確保について)

○　訓練実施機関が不正行為(給付金の不正への関与、奨励金の不正受給)を行った場合、奨励金等の返還のほか、その機関が実施する全訓練への奨励金の不支給、全訓練の認定取消しや以後の永久不認定といった処分。(訓練実施機関が全国等広範囲で訓練を行っている場合も含め、それらすべてに、また永久に及ぶもの)

例)　A社のb県の１コースの不正受給があり、A社は、c県、d県、e県でも訓練実施していたケース

・b県のコースの奨励金返還。開始していたc県、d県、e県のコースの奨励金は不支給。

・開講前のc県、d県、e県のコースは認定取消。受講予定者は他の機関の代替コースにあっせん。

・A社は全国的に、かつ永久に訓練のコース認定を受けられない。

＜検討の方向性＞

○　訓練実施機関の不正行為や不適正な行為を防止するため、機構センターと労働局の緊密な連携の下、訓練実施機関に対する指導・監督の一層の徹底を図るべき。

○　不正行為の事前抑制の効果は維持しつつ、受講者の受講機会も勘案し制度運営に支障を来たさない範囲で、処分内容をきめ細かく設定することを検討してはどうか。

2　求職者支援訓練の質・量の確保について
(4)訓練の質・適正な運営の確保その他(3／3)

■現行制度の概要　(訓練の修了要件)

○　訓練実施日数の8割以上の日数出席し、習得度評価で修了が認められた場合に修了証発行。

＜検討の方向性＞

○　遅刻、欠課、早退の場合は、その日のその他の出席時間はカウントした上で8割以上の出席を要することとしてはどうか。

3　安定就職に向けた支援について（雇用保険部会でも議論）

■現行制度の概要　（安定就職に向けた支援について）

求職者支援制度における求職者に対する支援の流れ

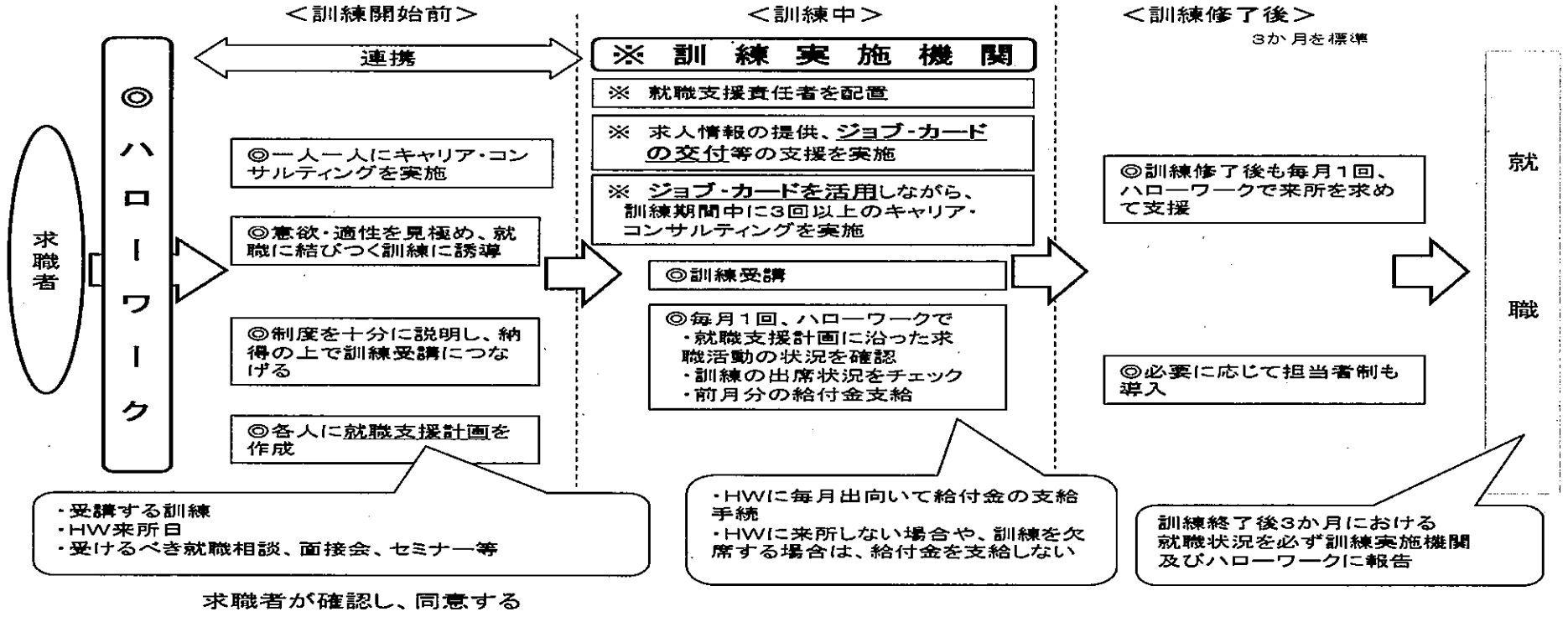

＜検討の方向性＞

○　求職者支援訓練の受講により、より安定した就職につながるよう、事業の成果として就職率を把握しているが、その「就職」としては、雇用保険の適用要件などを参考にして検討してはどうか。

○　受講者の就職の状況を正確に把握できるよう、報告書の様式について、雇用形態や雇用期間などの記載方法がわかりやすいものとなるよう見直すべきではないか。

○　ハローワークや訓練実施機関による就職支援をより充実すべきではないか。

（様式A-14・表面）

受講生 → 訓練機関 → センター

就職状況報告書

（求職者支援法に基づく職業訓練）

届出日	平成　年　月　日

氏名（※1）	（フリガナ）
求職番号	□□□□□－□□□□□□□□
生年月日	昭和・平成　年　月　日生　満（　）歳
現在の住所	（〒　－　） 電話　（　）
被災状況（○を付けてください）	1　東日本大震災による被災者（※2）である 2　東日本大震災による被災者ではない

受講した訓練コース	
訓練実施施設名	
訓練コース名	基礎コース　・　実践コース
訓練科名	
訓練番号	
訓練期間 ○を付けてください	平成　年　月　日～平成　年　月　日 修了　・　中途退校（退校日：　年　月　日） （職業訓練受講給付金の）給付を受けていた　・　給付を受けていなかった

就職状況	
○を付けてください	1　就職した又は内定した　2　自営を始めた 3　未就職　4　公共職業訓練受講中又は決定した（※3）
就職経路（○を付けてください） 事業所名	（上記で「1　就職した又は内定した」を回答した場合） 1　ハローワーク紹介による就職　2　実習先事業所への就職　3　求人広告 4　友人・知人の紹介　5　その他（　） （フリガナ）
事業所の所在地	（〒　－　） 電話　（　）
雇用保険適用事業所番号	※「自営を始めた方」のみ記載してください。
就職（予定）日	平成　年　月　日
雇用形態	正社員　パート　アルバイト　派遣（派遣元名　電話　） その他（具体的に　）
雇用保険 雇用期間（○を付けてください）	1　雇用保険の対象である　2　雇用保険の対象でない　3　わからない 雇用期間の定めが なし・あり（平成　年　月　日～平成　年　月　日）
関連就職（○を付けてください）	訓練コースの内容に関連した業種または職種への 就職である　・　就職でない

（センター記載欄）受付センター	受付日　平成　年　月　日 受付者

（ハローワーク用）　（様式C－9）（表面）

就職決定届出書

（求職者支援法に基づく職業訓練）

届出日	平成　年　月　日

氏名	（フリガナ）
求職番号	□□□□□－□□□□□□□□
生年月日	昭和・平成　年　月　日生　満（　）歳
現在の住所	（〒　－　） 電話　（　）

受講した訓練コース	
訓練実施施設名	
訓練コース名	基礎コース　・　実践コース
訓練科名	
訓練番号	
訓練期間 ○を付けてください	平成　年　月　日～平成　年　月　日 修了　・　中途退校（退校日：　年　月　日）

就職先	
事業所名	（フリガナ）
事業所の所在地	（〒　－　） 電話　（　）
就職予定日	平成　年　月　日
雇用形態	正社員　パート　アルバイト　派遣 その他（具体的に　）
雇用期間（○を付けてください）	雇用期間の定めが なし・あり（平成　年　月　日～平成　年　月　日）
関連就職（○を付けてください）	訓練コースの内容に関連した業種または職種への 就職である　・　就職でない
就職経路（○を付けてください）	1　ハローワーク紹介による就職　2　実習先事業所への就職　3　求人広告 4　友人・知人の紹介　5　その他（　）

ハローワーク記載欄	受付ハローワーク			
	受付日	平成　年　月　日	受付者	